平成29年度第2回仙台市障害者自立支援協議会	
平成30年3月14日	資料7

報告書「今後の障害者相談支援体制のあり方について」（案）　概要版

1．仙台市の障害者相談支援体制整備の経緯

（1）障害者相談支援体制の基盤となる理念及びそれを支える手法や視点

仙台市の障害者相談支援の理念：「統合性・総合性，一貫性・継続性，当事者・利用者中心」

理念を実践するための手法：総合相談機能，官民協働による多機関連携，ケアマネジメント実践

➡理念を具現化するために，体制整備を推進

（2）仙台市の障害者相談支援体制整備の経過

障害者自立支援法以前（H9年～17年）身近な支援者として，障害種別ごとに相談支援事業等を整備

障害者自立支援法以後（H18年～22年）3障害合同のサービス体系，相談支援事業が委託事業へ

（3）「フレームワーク」に基づく新たな取組み（H23.7月）

より困難な課題を抱える障害者（重点的に関わる対象者：支援が必要なのに自ら声をあげられない者など）の顕在化

➡相談支援などの仕組みから排除されないよう，対象横断的かつ組織横断的な体制を整備する必要

➡組織を超えたコーディネート機能の設定と活動するチームの編成（拠点的機能）

（4）障害者総合支援法に基づく計画相談支援の開始とサービス等利用計画の義務化

障害者総合支援法が制定され，計画相談支援の対象が大幅に拡大（H24年～）

自らサービスを求める利用者に対しても，原則として，計画相談支援を提供することが義務化

➡自らサービスを求める人々への対応が増大する中で，「フレームワーク」に規定する人々への対応も求められてきた

2．現状の障害者相談支援体制についての評価

(1) 障害者相談支援体制の現状把握方法

各レベル（構造，運営，実践）と障害者相談支援体制の手法のマトリクスによる把握

障害者相談支援体制のレベル ＼ 障害者相談支援の理念を具現化するための手法	総合相談機能	官民協働による多機関連携	ケアマネジメント実践
構造レベル（組織間の関係性や配置など全体の構成）	記述統計的に把握されている各種データ		
運営レベル（各組織内における仕組み）			
実践レベル（個別具体的な相談実践）	サービス等利用計画などの内容についての評価		

（２）総合評価

＜実践レベルや運営レベルの評価から＞（図 1，2 参照）

①具体的なサービス利用の意向が明確な場合には，ケアマネジメントプロセスにおける見立てや各種障害福祉サービスの調整，サービス提供に対する評価は，必要十分な水準で行われている。

②ケアマネジメントプロセスの評価結果をみると，インフォーマル資源の活用がほとんどなく，制度やサービスを中心とした，紋切型の計画が多くみられた。

③ニーズが多面的で変化しやすい場合や本人からの支援希求が弱い場合では，ニーズを把握することが困難な場合が多く確認された。

➡フレームワークに規定する人々（「重点的に関わる対象者」）への対応や支援は不十分

➡個別支援の経験を蓄積するため，実際の場面をともにしながら見立てやニーズの整理などを行うスーパービジョンの仕組みや多機関協働の共通認識を促進する仕組みを整えること

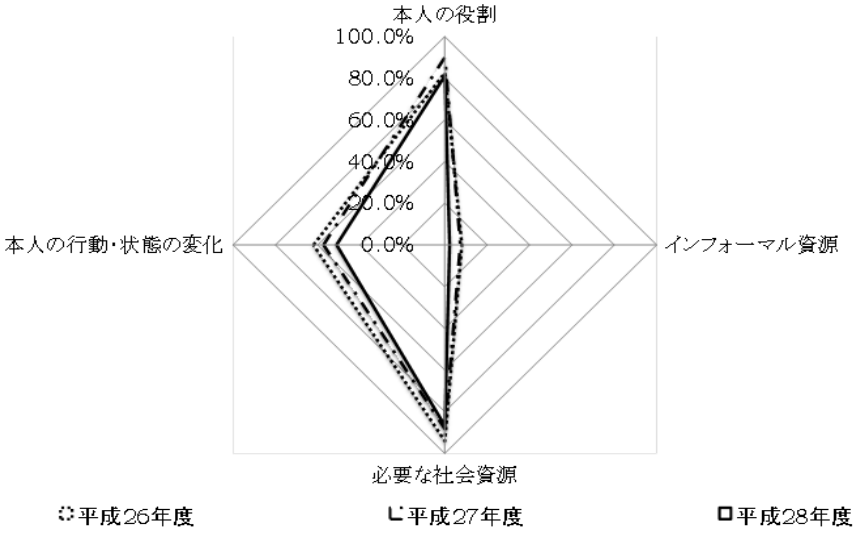

図 1.ケアマネジメントプロセスの評価結果（プランニングの内容）

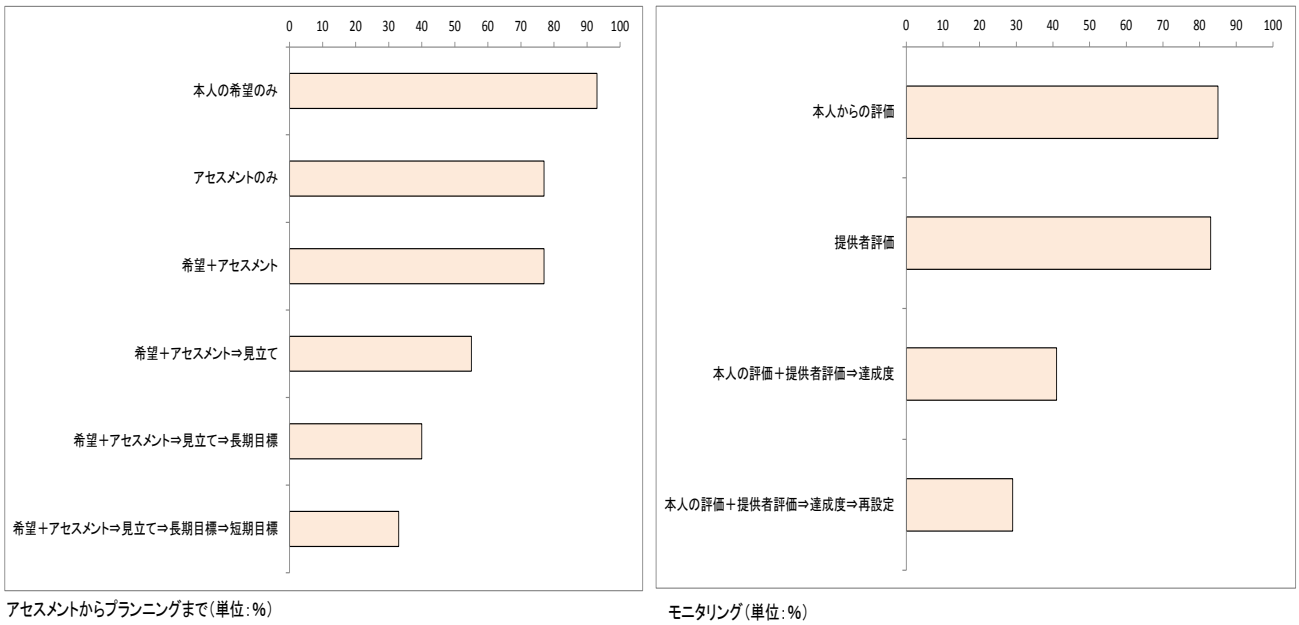

図 2．ケアマネジメントプロセスの評価結果（アセスメントからプランニング，モニタリングの妥当性）

＜構造レベルの評価から＞

①区保健福祉センター障害高齢課における 1 日の業務従事時間に占める相談支援の割合は 23.8%

②委託相談支援事業所における 1 日の業務従事時間に占める計画相談支援（委託業務でないもの）や各種会議の割合は 77.6%

➡「重点的に関わる対象者」に対応を行う時間が十分ではない。

③指定特定相談支援事業者（委託相談支援事業所は除く）は 1 日の業務従事時間に占める計画相談支援業務の割合は 94.9%

➡自らサービスを求めることができる人を中心に対応しているが，これ以上計画相談支援業務を行うための時間が十分には確保できない。

3. 今後の障害者相談支援の流れと体制について

（1）計画相談支援業務の取扱い

十分な相談支援従事時間を確保するため，計画相談支援業務の負荷を軽減することについて，段階的かつ実効性のある対策が必要

（2）相談支援の流れの整理（図 3，4 参照）

①重点的に関わる対象者の具体化と共通理解

・従来の仕組みでは支援を受けられない可能性のある障害者に対しても相談支援を提供するため，対象者像を具体化し，障害者相談支援関係者や他領域の相談支援機関なども含め共通理解を図る。

➡生活課題の顕在化を前提に，支援を求める力が低減しているなどの対象者側の要因，家族のサポートが得られない等の取り巻く環境の要因，支援者が対象者との関わりが難しいと感じるなどの支援者側の要因など，複数の要因を組み合わせで規定

②区障害者自立支援協議会を利用した支援方針の共有化

・重点的に関わる対象者について，見立てやニーズの整理，当事者視点からの生活理解などについて協働でレビューや事例検討を行い，進捗を管理する機能を付加する

➡支援の質の維持向上の基盤

➡多角的，多水準的な対象者理解，多様なニーズを充足するための方法論の検討など，区全体を俯瞰した取組みの設定

③（仮称）基幹相談支援センターの設置

・重点的に関わる対象者について，区障害者自立支援協議会に対するバックアップを行い，レビューや事例検討などを通じて，見立てやニーズの整理，当事者視点の生活理解などを区，相談支援事業所などとともに行う。

・重点的に関わる対象者のうち，特に必要な者については区，相談支援事業所などと協働して具体的な支援にあたる。

➡共通体験の蓄積を基盤として，区や相談支援事業所職員の能力の向上、多機関協働の意識の向上

➡現行制度に上記の機能を担うことができる機関は存在しないため，新たに設置することが必要
これらの機能を担うためには，持続可能で安定的な仕組みとすることが重要

④評価の仕組みの確立

①から③までに示した相談支援の流れは新たに整理する仕組みのため，相談支援を過不足なく提供できているか，仕組みで滞っている部分や修正すべき部分はないか，などについて点検を行う。

➡市全体の体制を評価するため，市障害者自立支援協議会などを活用することが望ましい

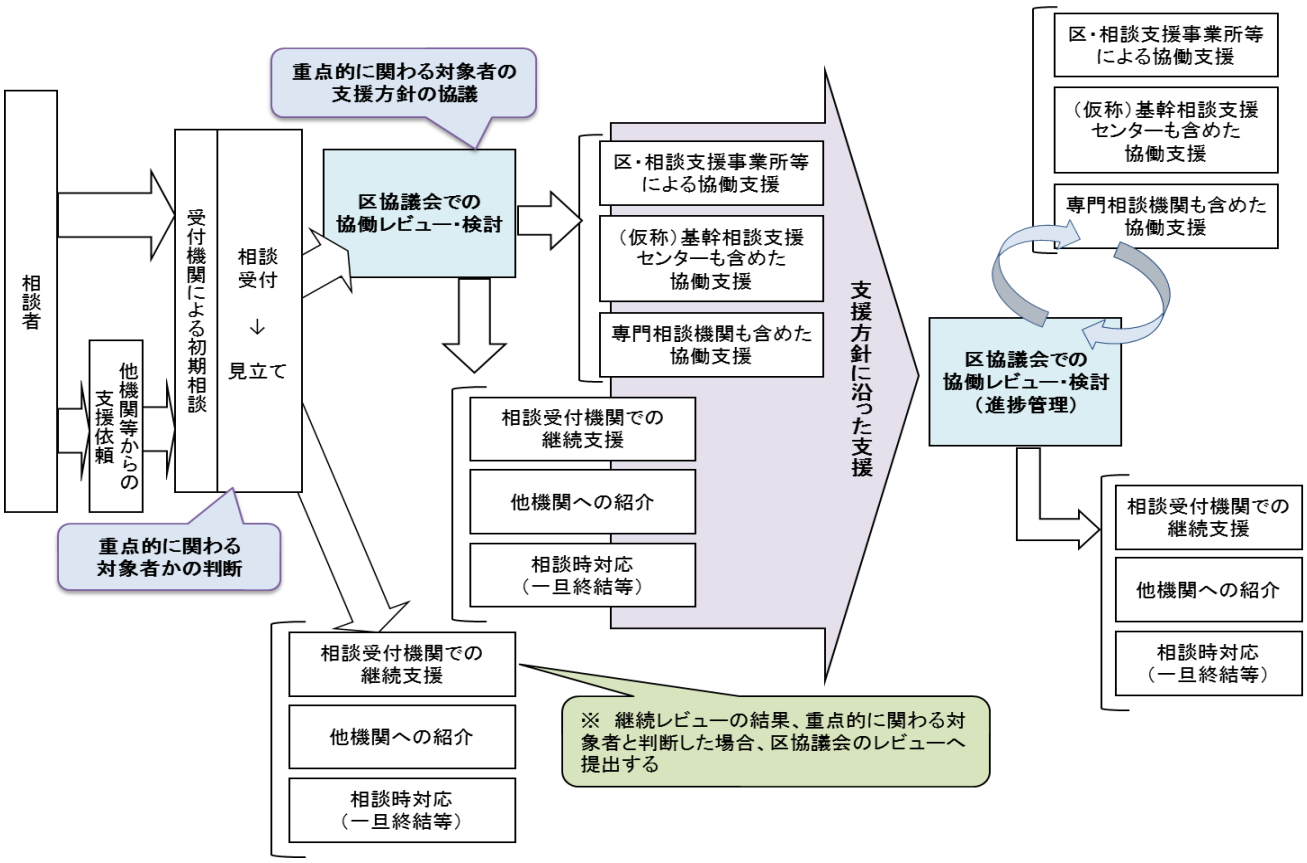

図 3. 相談支援の流れのイメージ図

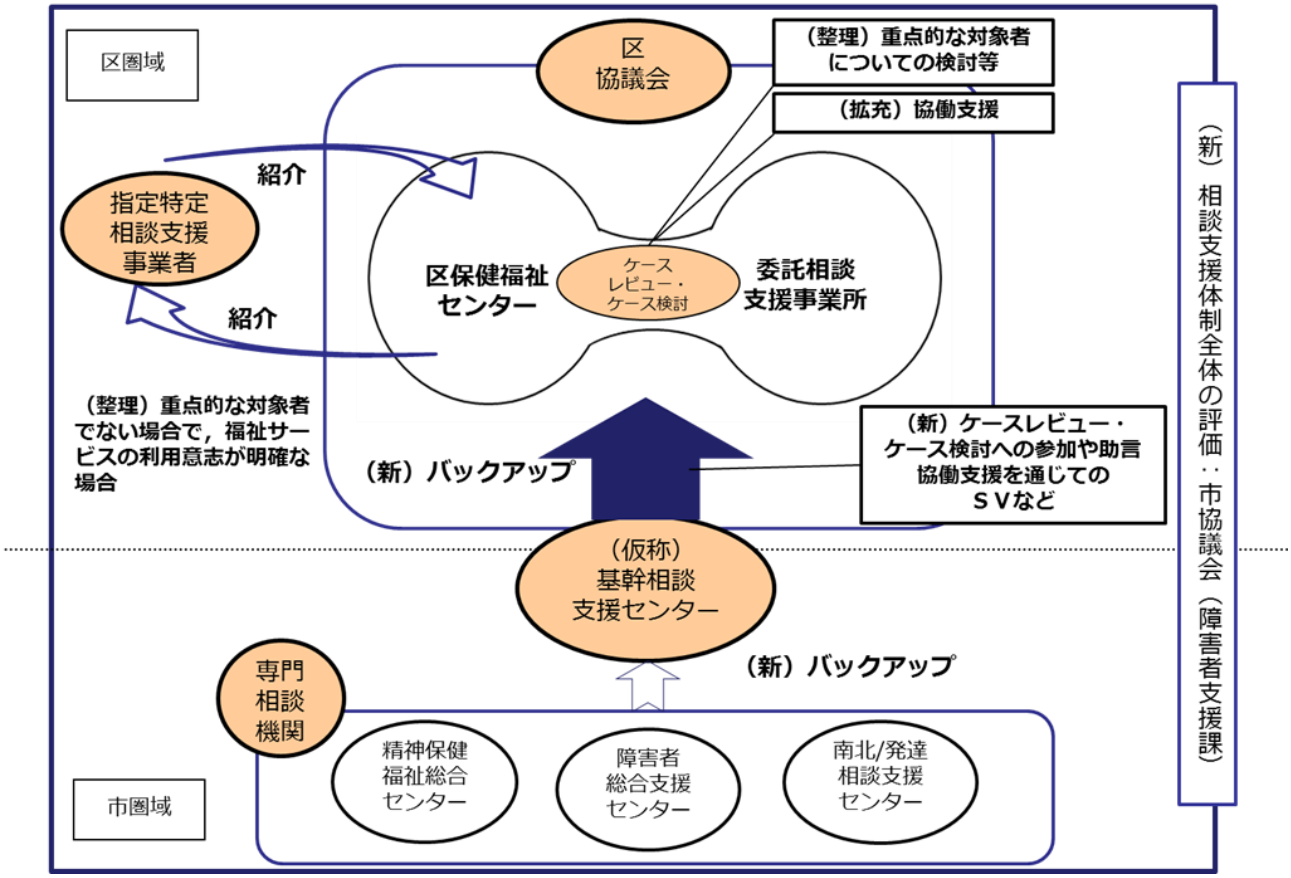

図 4.今後の障害者相談支援体制の全体図